

# 職域におけるがん検診ガイドラインを 検討する際に議論すべき項目(案)

～ガイドライン骨子を見据えて～

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

1

## 構成

- 第1 目的
- 第2 内容
- 第3 精度管理
- 第4 その他取り組み

参考:「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

資料1 第1回職域におけるがん検診に関するワーキンググループの議論まとめ

2

# 第1 目的

がん対策基本法、第3期がん対策推進基本計画案(案)では、がん対策は科学的知見に基づくものとされている。

本ガイドラインでは、その基本理念に基づき、がん検診の項目等を設定し、職域におけるがん検診において参考となることを目指しつつ、職域で行われている既存の任意型検診を妨げるものではないとする。

3

# 第2 内容

- ① 胃がん検診
- ② 子宮頸がん検診
- ③ 肺がん検診
- ④ 乳がん検診
- ⑤ 大腸がん検診
- ⑥ 総合がん検診※

各がん種で以下の項目を設ける  
(1) 検査方法  
(2) 対象年齢  
(3) 受診間隔

議論を行う上で常に念頭に置いて頂きたいポイント

職域におけるがん検診に関するガイドラインは、がん対策基本法やがん対策推進協議会等での議論をふまえ、科学的根拠に基づき策定される

※①～⑤までに規定するすべてのがん検診を同時に実施するもの<sup>4</sup>

## 第3 精度管理

- ①内容(精検受診率、未把握率、精検未受診率、  
(未把握＋未受診)率、要精検率、がん発見率、  
陽性反応的中度)
- ②実施体制
- ③実施方法

議論を行う上で常に念頭に置いて頂きたいポイント

- ・これらの実施を誰が行うか  
(事業主か、保険者か、検診実施機関か)

5

## 第4 その他取り組み

- ①普及啓発
- ②情報提供
- ③その他

議論を行う上で常に念頭に置いて頂きたいポイント

- ・これらの実施を誰が行うか  
(事業主か、保険者か、検診実施機関か)

6

# 職域におけるがん検診ガイドラインを検討する際に議論すべき項目（案）

## ～ガイドライン骨子を見据えて～

参考：「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

資料1 第1回職域におけるがん検診に関するワーキンググループの議論まとめ

### 第1 目的

がん対策基本法、第3期がん対策推進基本計画案（案）では、がん対策は科学的知見に基づくものとされている。本ガイドラインでは、その基本理念に基づき、がん検診の項目等を設定し、職域におけるがん検診において参考となることを目指しつつ、職域で行われている既存の任意型検診を妨げるものではないとする。

### 第2 内容

#### ① 胃がん検診

- (1) 検査項目
- (2) 対象年齢
- (3) 受診間隔

#### ② 子宮頸がん検診

- (1) 検査項目
- (2) 対象年齢
- (3) 受診間隔

#### ③ 肺がん検診

- (1) 検査項目
- (2) 対象年齢
- (3) 受診間隔

#### ④ 乳がん検診

- (1) 検査項目
- (2) 対象年齢
- (3) 受診間隔

#### ⑤ 大腸がん検診

- (1) 検査項目
- (2) 対象年齢
- (3) 受診間隔

#### ⑥ 総合がん検診

- (1) 検査項目
- (2) 対象年齢
- (3) 受診間隔

### 第3 精度管理

- ①内容（精検受診率、未把握率、精検未受診率、  
（未把握＋未受診）率、要精検率、がん  
発見率、陽性反応的中度）

#### ②体制

#### ③実施方法

### 第4 その他取り組み

#### ①普及啓発

#### ②情報提供

#### ③その他